

## 憲法を考える

開倫塾

塾長 林 明夫

おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今日も開倫塾の時間をお聞き頂いてありがとうございます。

今日は 5 月 3 日の憲法記念日です。開倫塾の時間では勉強のしかた、どんなふうに勉強したら効果があがる勉強ができるのかというお話をさせてもらっています。その中に社会人の方もできれば効果の上がる方法で勉強して頂きたい、そういう思いで話させて頂いています。この放送はもう始まって 16 年目に入ります。今日は憲法記念日ですので、社会人の方がどんなふうに憲法を勉強したらいいのかというお話をさせて頂きたいと思います。私と憲法との関係は、たまたま大学のときに法学部にいて、法律を勉強していました。憲法の授業をかなり多くとっていました。また、実は、大学が終わってから司法試験を受けていました。8 年間司法試験の勉強をしていました。通算 12 年間ですね、憲法の勉強をさせてもらいました。

最近、東京にあります社団法人の経済同友会というところに入らせて頂きました。経済同友会というのは経済団体の 1 つですね。私は栃木県の経済同友会と群馬県の経済同友会も入らせて頂いていますけれども、1 年少し前から東京にあります経済同友会にも入らせて頂きました。その中に憲法問題調査会があります。その憲法問題調査会というところで憲法の勉強させて頂きました。この間、経済同友会の憲法問題調査会が、憲法改正についての提言を出しました。4 月 21 日に安全保障、国民の権利・義務などについて憲法改正、制度を整備してほしいということ求めて、意見書を発表しました。その中に私も委員として入らせて頂いて、ほぼ 1 年半くらい、毎月 1 ~ 3 回くらいディスカッションさせて頂きました。すごく勉強になりました。今日はそこで考えたことも含めてお話をさせて頂きます。

憲法ができてからもう 50 年以上経ちます。憲法は当時、まさか 50 年も改正されないでそのままずっと続けられるものとはたぶん考えられていなかったと思うんですね。GHQ の強力な指導で、戦争が終わった後、いろんな戦争に至ったいろんな原因とかを踏まえて、こんなふうな国を創りたいということで、国民主権と平和主義と基本的人権の尊重を主題にして憲法を書いたと思うんです。ですから、どの国の憲法もそうですけども、憲法というのはそのときの政治家が、国をどうしようにするかという思いを国の基本としてどんなことをするのかについてかくわけです。ですから、憲法はその当時の政治的な意見の反映だと思います。ただ、もう 50 年以上も経ちましたので、そろそろ見直した方が良くないんじゃないかということで、経済同友会では、憲法改正を求める意見書をまとめました。会員の経営者、約 1400 人の中の 1300 人くらいの方が解答しまして、90 % 位以上の方が、憲法改正は必要だというように解答しました。私が一番強調したのはですね、安全保障について果たしてあの

規定でいいのかという事です。どういう事かと言いますと、ご承知の通り大変な国が近くにあるわけです。それで日本の安全保障を守るとき果たして今の規定で日本の安全が守れるのかということです。日本国憲法 13 条に国民の幸福追求権、幸福に生きる権利が書かれてあります。幸福に生きられなくなるというのはどういう状況かと言いますと、戦争状況や、他の国から侵略された状況だと思えます。果たして、今の憲法の規定で、突然核兵器を含む長距離ミサイルが日本に飛んできた場合に日本が守れるのかということが考えられます。近くの国で核兵器を持っていてそれが日本に向かっていくということまで言われているわけですので、そういう事も考えていかなきゃいけない。一番強調したのは、平和なとき、冷静なときにこそ、国が緊急の事態に陥ったときにどんなふうにするのかについて、憲法で規定をしておくべきだというのが私の意見です。難しい言葉で、国家緊急権と言われます。国家の緊急な時にどんなふうに対処をするのかについて、今、平和ですので、予め、平和な時に冷静に議論しておいて、そのときに備えるということが大切だと思います。有事立法という話がありますが、その手前で、国家緊急権のお話を憲法の議論としておかないと、突然有事立法に入っちゃいますとちょっとまずいです。日本以外のほとんどの国では、国家緊急権の規定があるわけですね。もちろんドイツの憲法にもありますしほとんどの国にはあるわけです。日本には憲法については議論をしないといけないという、そういう雰囲気が強くありました。非常に危ない状況に近いので、できれば国家緊急権について憲法の議論のまず最初にする必要があるんじゃないか、と言うのが私の考えです。皆さん聞いた事もない話でしょうけども、国民の憲法 13 条には幸福追求権、国民は幸福を追求する権利があります。その一番基本なのは、国が緊急事態の際、緊急事態というか大変な時にですね、緊急の際にどのように備えるかだと思うんですね。それについて、平和な時に、今みたいな時にですね、冷静に、国民が議論をして、じゃどうしましょうと考える事が一番良いんじゃないかと思えます。いざというときに考え始めるとまた大変な事が、大混乱、泥で縄をなう、ドロナワになってしまいます。今のうちに冷静に考える事が必要かと思えます。議論はした方が良く思えます。

今日は憲法記念日ですので、憲法にとって最も大切な国の緊急事態の時どうするかというお話をさせて頂きました。皆さんも是非考えて下さい。もう一つ私が所属している団体がありまして、今日も午後この会合があります。「21 世紀の日本と憲法」有識者懇談会、通称「民間憲法臨調」という団体です。私は 2 つの団体に入らせて頂き憲法について勉強させて頂いております。最近、憲法について以上のように思いました。